別紙１　コード改訂を踏まえたガバナンス報告書提出にあたっての留意事項

（コード改訂に伴う更新項目）

１．今回のコーポレートガバナンス・コードの改訂に伴い、ガバナンス報告書について以下の２点の更新が必要となります。（下記（備考）参照）

①　改訂された14原則の一部の原則を実施しない場合の理由の説明

②　今回の改訂で追加・変更された６つの開示項目

（備考）

①　改訂された原則（14原則）

原則１－４、補充原則１－４①、補充原則１－４②、原則２－６、原則３－１（ⅳ）・（ⅴ）、補充原則３－１①、補充原則４－１③、補充原則４－２①、補充原則４－３②、補充原則４－３③、原則４－８、補充原則４－10①、原則４－11、原則５－２

②　開示すべき事項に追加・変更のあった原則（３原則・６項目。記載要領　別添１参照）

原則１－４、原則２－６、原則３－１（ⅳ）・（ⅴ）

（コード改訂に伴う更新期限）

２．改訂後のコードに基づく更新は、準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも2018年12月末日までに行ってください。

※　2015年のコード導入時と異なり、決算期ごとに異なる期限は設定いたしません。

※　上記１.の改訂後のコードに基づく更新に当たっては、準備が整った項目から、都度、開示いただくことで差し支えなく、むしろ望ましいものと考えられます。その際、利用者のわかりやすさの観点から、更新の際に新旧いずれに基づく記載であるかを明記いただくなどの形で、各社において工夫してください。

（記載例）

【コードの各原則を実施しない理由】

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載して［います／おり、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年●月頃に行う予定です］。

【コードの各原則に基づく開示】

原則2-6については2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。それ以外の原則については改訂前のコードに基づき記載して［います／おり、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年●月頃に行う予定です］。

（コード改訂に伴う更新後の対応）

３．改訂後のコードに基づく報告書の更新内容について、2019年１月１日以後に変更が生じた場合は、変更後最初に到来する定時株主総会後、遅滞なく更新いただくことで差し支えありません。

※　ガバナンス報告書の更新の適時性を評価する投資家の声も寄せられておりますので、総会前の更新についても積極的にご検討ください。

（コード改訂以外の内容に関する更新）

4．コード改訂に伴うもの以外でガバナンス報告書の記載内容に変更が生じた場合には、以下のタイミングでの当該変更内容の更新が必要となりますのでご留意ください。

a.　コードに関連する事項については、変更後最初に到来する定時株主総会後、遅滞なく

b.　コードに関連する事項以外については、変更後、遅滞なく

【例：３月期決算会社の場合（イメージ）】

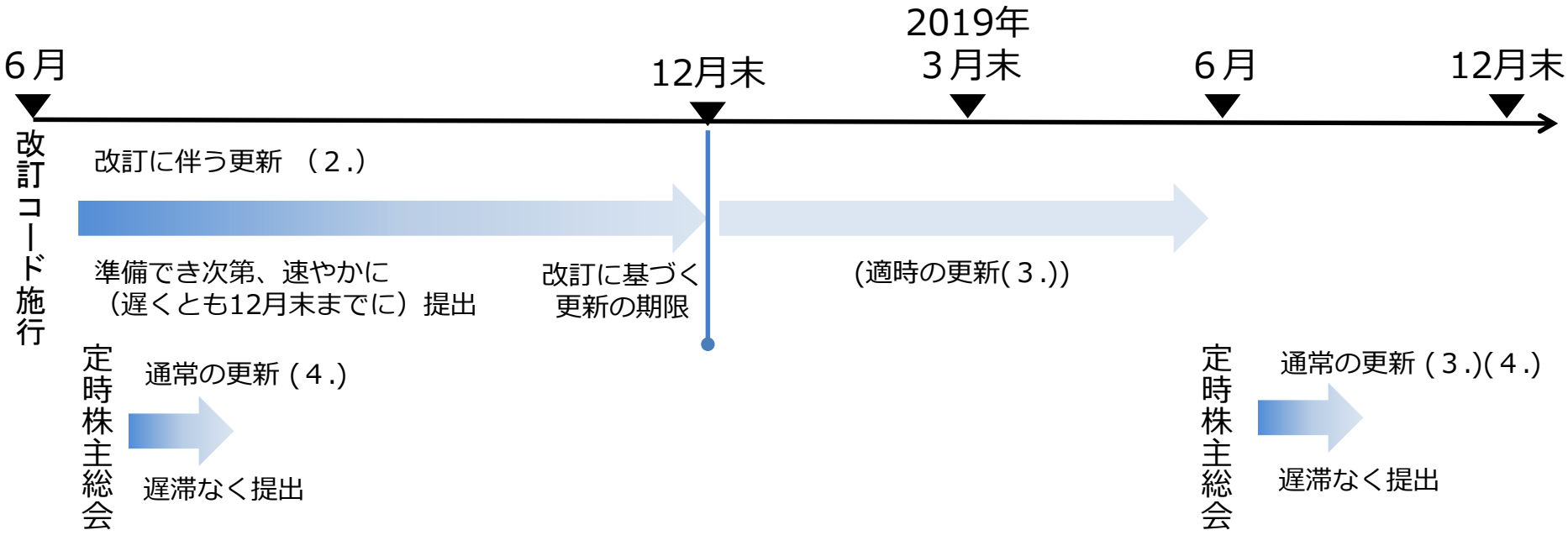

【例：9月期決算会社の場合（イメージ）】

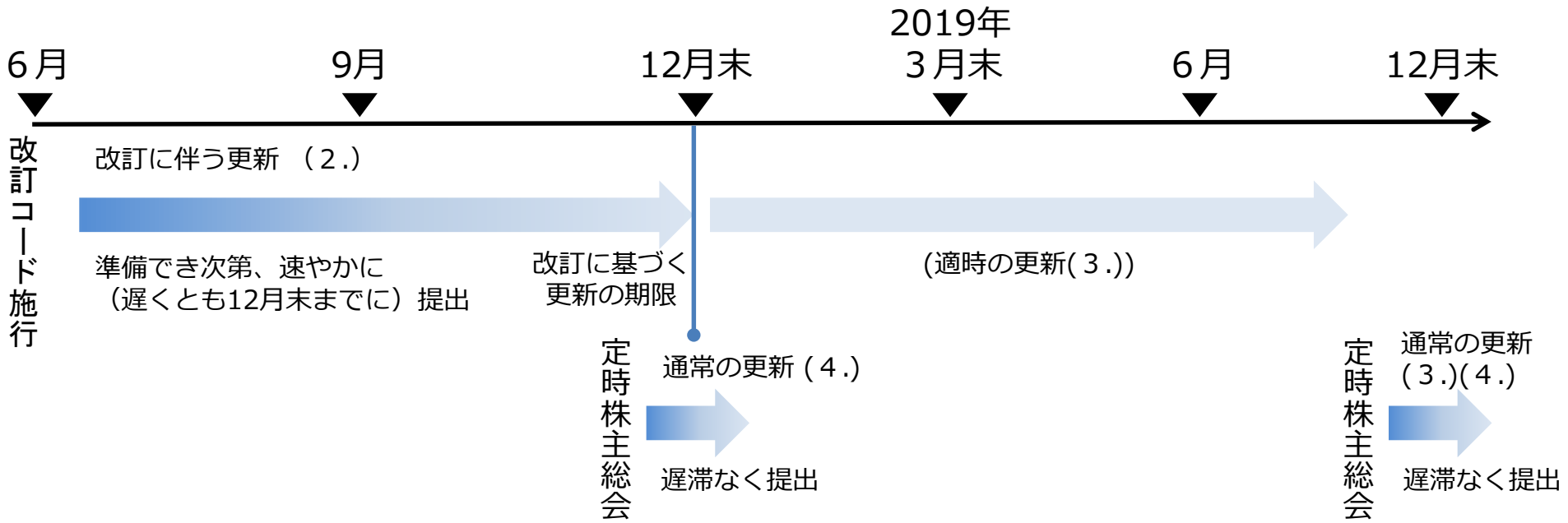
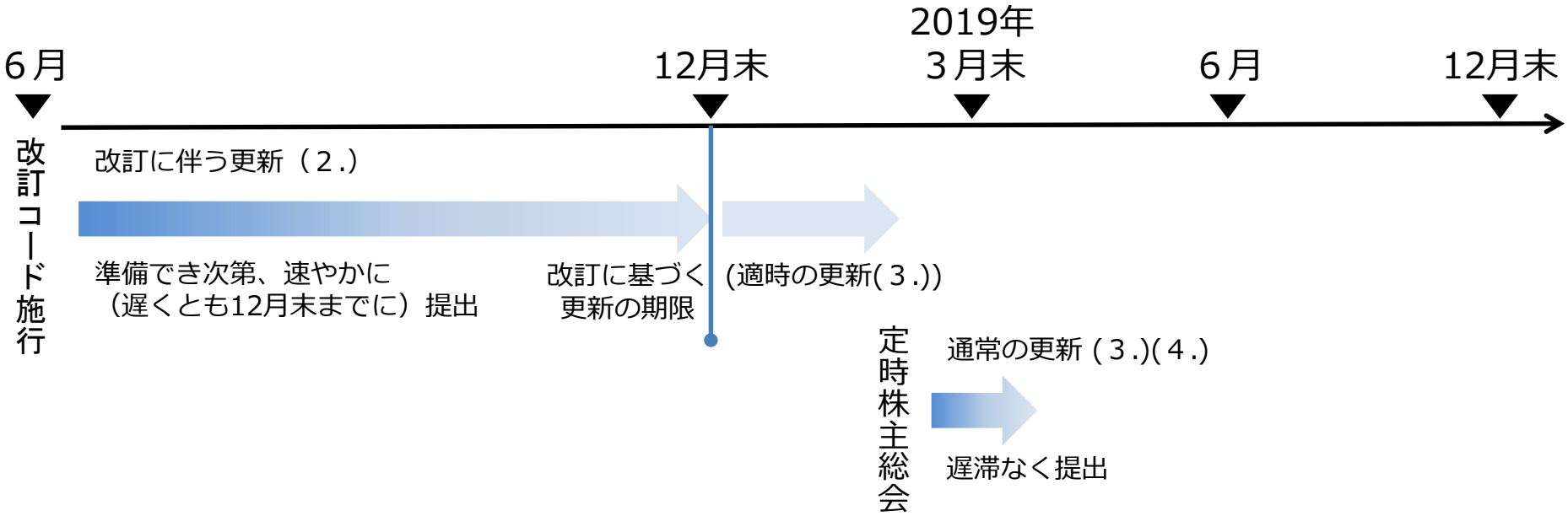
【例：12月期決算会社の場合（イメージ）】